

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「管理係長」を「及び管理係長」に、「破砕機係長」を「工場課に第一工場施設係長、第二工場施設係長、バイオガス化施設係長、選別資源化施設係長」に改め、「工場課に施設係長」を削り、同条第3項中「課に」の右に「担当課長」を加える。

第5条第5項中「担当課長補佐」を「担当課長、担当課長補佐」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第8条管理課の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条工場課の項第4号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) バイオガス化施設の管理に関する事。
- (5) 選別資源化施設の管理に関する事。
- (6) 廃食用油燃料化施設の管理に関する事。

第9条第1項中「環境政策局長は」の右に「担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)